

# 自動車賃貸借契約書（案）

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「賃借人」という。）と  
（以下「賃貸人」という。）は、自動車の賃貸借について、次の条項により契約  
を締結する。

## （総則）

- 第1条 賃借人と賃貸人は、この契約書に基づき、設計図書（別添の仕様書及び質問回答書を  
いう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の自動車の賃貸借期間  
(以下「賃貸借期間」という。)内に完了し、完成した契約の目的物（以下「成果物」という。）  
を賃借人に引き渡すものとし、賃借人は、その賃貸借料を支払うものとする。
- 3 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了  
した後も同様とする。
- 4 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければ  
ならない。
- 5 この契約の履行に関して賃借人賃貸人間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して賃借人賃貸人間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある  
場合を除き計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明  
治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 9 この契約は、日本国の法律に準拠する。
- 10 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、賃借人の所在地を管轄する裁判  
所で行う。
- 11 賃貸人が共同企業体を結成している場合においては、賃借人は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、賃借人が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また賃貸人は、賃借人に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## （賃貸借物件）

- 第2条 賃借人は、賃貸人が所有する次の自動車を借り受けるものとする。

車種	
車名	
型式	
台数	

## （自動車保管場所）

- 第3条 自動車の保管場所（以下「保管場所」という。）は、賃借人の事業所内、千葉市中央  
区千葉寺町129番地4とする。
- 2 賃借人は、保管場所を変更しようとするときは、その旨を賃貸人に通知するものとする。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、令和6年10月1日（火）から令和11年9月30日（日）までとする。

(賃貸借料)

第5条 この契約における自動車の賃貸借料は 円とする。

- 2 賃借人は賃貸人に対し、自動車の賃貸借料として、支払内訳書のとおり支払うものとする。  
ただし、賃貸借期間は、当該月に1日でも賃貸借が発生している場合は1月とし、月額において、賃貸借期間が1月に満たない場合は、1月を30日として月額を日割りし、日数で乗じた額とする。
- 3 支払内訳書中の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃貸借料月額に100分の10を乗じて得た額である。

(賃貸借料の請求及び支払い方法)

第6条 賃貸人は、毎月初めに前月分の賃貸借料を賃借人に請求するものとする。

- 2 賃借人は、賃貸人からの請求書を受理した日から30日以内に、賃貸人の指定する口座に振込により支払うものとする。

(契約の変更等)

第7条 この契約は、賃借人賃貸人双方いずれにもこの契約を終了させる意思がないときは、同一の条件において賃貸借期間満了の日まで契約を継続する。ただし、この契約を締結した会計年度の翌年度以降において賃借人の賃貸借料に係る予算が措置されない場合は、変更契約を締結するか又は契約を解除するものとする。この場合における賃貸人の損害については、その損害の賠償を賃借人に請求することはできない。

- 2 賃貸借期間が翌年度以降にも設定されている場合において、賃借人又は賃貸人に、この契約を終了させる意思があるときは、この契約を変更又は解除しようとする会計年度の開始日の2か月前までに、相手方に通知しなければならない。

(納入及び検査引渡し)

第8条 賃貸人は、賃貸借期間開始の日に自動車を納入しなければならない。

- 2 賃借人は、賃貸人から自動車の納入を受けた後、自動車に契約不適合のないことを確認したときは、速やかに自動車の借受証を賃貸人に交付する。
- 3 前項の場合において、自動車に契約不適合があったときは、第12条の規定による。
- 4 自動車の引渡しは、賃借人が賃貸人に借受証を交付したときに完了する。
- 5 賃借人は、借受証を賃貸人に交付した日から第26条の規定に従って自動車を使用することができる。

(権利義務の譲渡等)

第9条 賃貸人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 賃貸人は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 賃貸人がこの契約の目的物に係る業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したとき

は、賃借人は、特段の理由がある場合を除き、賃貸人の賃貸借料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

- 4 賃貸人は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、賃貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を賃借人に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第10条 賃貸人は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る賃貸人の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に賃借人に無償で譲渡するものとする。

- 2 賃借人は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を賃貸人の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 賃借人は、成果物が著作物に該当する場合には、賃貸人が承諾したときに限り、既に賃貸人が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 賃貸人は、成果物が著作物に該当する場合において、賃借人が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、賃借人は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を賃貸人の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 賃貸人は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。以下この項において同じ。）が著作物に該当するとにかくわらず、賃借人が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第3項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 賃借人は、賃貸人が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、賃貸人が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(特許権等の使用)

第11条 賃貸人は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、賃借人がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、賃貸人がその存在を知らなかつたときは、賃借人は、賃貸人がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第11条の2 賃貸人は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を業務に用いるときは、賃借人に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

- 2 賃貸人は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条第1項に基づく意匠登録を受ける権利を賃借人に無償で譲渡するものとする。

#### (契約不適合責任)

第12条 賃借人は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものの（以下「契約不適合」という。）であるときは、賃貸人に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、賃借人は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃貸借料の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、賃借人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### （賃借人の任意解除権）

第13条 賃借人は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （賃借人の催告による解除権）

第14条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）第9条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（2）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（3）賃貸借期間内に業務が完了しないとき。

（4）正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### （賃借人の催告によらない解除権）

第15条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第9条第1項の規定に違反して賃貸借料債権を譲渡したとき。

（2）第9条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

（3）この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

- (4) 賃貸人がこの業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。
- (9) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 公正取引委員会が、賃貸人（共同企業体にあっては、その構成員。以下次号及び第12号において同じ。）に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (11) 公正取引委員会が、賃貸人に對し独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (12) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃貸人の催告による解除権）

第17条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（賃貸人の催告によらない解除権）

第18条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 設計図書を変更したため賃貸借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 業務の中止期間が賃貸借期間の10分の5（賃貸借期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第20条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する賃借人及び賃貸人の義務は消滅する。

2 賃借人は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、賃貸人が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、賃借人は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する賃貸借料(以下「既履行部分賃貸借料」という。)を賃貸人に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分賃貸借料は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

(賃借人の損害賠償請求等)

第21条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 賃貸借期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第14条又は第15条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、賃貸人は賃貸借料(契約締結後に賃貸借料の変更があった場合には、変更後の賃貸借料。)の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条又は第15条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、賃借人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、賃貸借料から既払金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率で計算した額とする。

6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていると

きは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(賃貸人の損害賠償請求等)

第22条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った遅行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第6条第2項の規定による賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第23条 賃貸人（共同企業体にあっては、その構成員）は、この契約に関する第15条第10号から第12号までのいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、賃借人が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、賃貸借料の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 第15条第10号又は第11号に該当する場合において、確定した命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他賃借人が特に認める場合。
  - (2) 第15条第12号のうち、賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、賃貸人について同法第96条の6の規定に該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が賃貸人又は賃貸人が構成事業者である事業者団体（以下「賃貸人等」という。）に対して行われたときは、賃貸人等に対する命令で確定したものとし、賃貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。第4項第2号において同じ。）により、賃貸人等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、賃貸借料の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。
- 3 この契約に関し、賃貸人の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときにおいては、賃貸借料の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならぬ。

ればならない。

- 4 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賃貸人は、賃借人の請求に基づき、前3項に規定する賃貸借料の10分の2に相当する額のほか、賃貸借料の100分の5に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第2項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
  - (2) 第2項に規定する納付命令若しくは排除措置命令若しくは刑法第96条の6又は第3項に規定する刑に係る確定判決において、賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 5 第1項から第4項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 6 第1項から第4項までに規定する場合において、賃貸人が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、賃借人は、賃貸人の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払の請求をすることができる。この場合において、賃貸人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して賠償金を賃借人に支払わなければならない。
- 7 賃貸人は、契約の履行を理由として、第1項から第4項までの賠償金を免れることができない。
- 8 賃貸人が第1項から第4項までの賠償金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、法定利率で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。
- 9 第1項から第4項までの規定は、賃借人に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。賃貸人が賠償金を支払った後に、実際の損害額が賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

#### （契約不適合責任期間等）

- 第24条 賃借人は引き渡された成果物に関し、その不適合を知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、賃貸人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 3 賃借人は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
  - 4 前各項の規定は、契約不適合が賃貸人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する賃貸人の責任については、民法の定めるところによる。
  - 5 賃借人は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかるわらず、その旨を直ちに賃貸人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、賃貸人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 6 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容又は賃借人の指示により生じたものであるときは、賃借人は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。た

だし、賃貸人がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第25条 賃貸人がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、賃借人は、その支払わない額に賃借人の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払いの日まで、法定利率で計算した利息を付した額と、賃借人の支払うべき賃貸借料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、賃借人は、賃貸人から遅延日数につき、法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。

(自動車の保管及び使用方法)

第26条 賃借人は、善良な管理者の注意をもって自動車を常に正常な機能を果たす状態を保つようにして保管又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は賃借人の通常の業務範囲以外に使用してはならない。

2 自動車の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、賃借人がその損害を賠償しなければならない。

(自動車の点検等の費用負担等)

第27条 賃貸人は、賃貸借期間中において、自動車に係る次に掲げる点検、整備及び修理等（以下「点検等」という。）を賃貸人の負担により行うものとする。ただし、賃借人が賃貸人の承諾を受けずに点検等を行ったときは、賃借人の負担とする。

（1）法定点検整備及び車検整備

（2）一般整備及び故障の際における修理

2 点検等は、賃貸人の指定する工場において行うものとする。ただし、事前に賃借人の承諾を得たときは、賃貸人以外の者にその業務を代行させができるものとする。

3 点検等に伴う自動車の引渡し場所は、保管場所とする。ただし、事前に賃借人の承諾を得たときは、自動車の引渡しを受けずに、賃貸人の整備士を保管場所に派遣して点検等を行うことができるものとする。

4 賃貸人は、前3項の規定により点検等を行う場合においては、賃借人に対して代車の提供を行わないものとする。

(自動車の現状変更)

第28条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人の承諾を受けなければならぬ。

（1）自動車に他の物件を付着させようとするとき。

（2）自動車の改造又は模様替えをしようとするとき。

（3）自動車の性能、機能、品質等を変更しようとするとき。

(自動車の譲渡等の禁止)

第29条 賃借人は、自動車を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又はその他賃貸人の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、賃貸人の承諾を得た場合はこの限りではない。

(自動車の調査)

第30条 賃貸人は、賃貸借期間中、賃借人の承諾を得て、保管場所に立ち入って、自動車の

現状、運転及び保管状況を調査することができる。

(事故発生時の措置等)

第31条 賃借人は、自動車を使用している際に事故が発生したときは、速やかに賃貸人に報告するとともに、賃貸人の指示に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 賃貸人は、賃借人が自動車に損害を与えたとき又は自動車により第三者に損害を与えたときは、必要に応じて賃借人に協力し、その解決に当たるものとする。

(自動車の滅失又は毀損)

第32条 自動車の返還までに生じた自動車の滅失または毀損については、賃借人がその責めを負うものとする。ただし、通常の損耗及び減耗は、この限りではない。

2 自動車が毀損したときは、賃借人賃貸人協議の上、自動車を完全な状態に復元または修理をするものとし、その費用は賃借人が負担する。この場合においては、この契約はなんらの変更もなくそのまま継続する。

3 自動車の一部又は全部が滅失したときは、賃借人は、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の場合においては、当該損害金の支払い完了と同時にこの契約は終了する。ただし自動車が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した自動車に対応する部分の契約のみ終了するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、自動車の滅失又は毀損の原因が、天災その他賃借人賃貸人双方の責めに帰すことができないものである場合は、賃借人賃貸人協議して定める。

(自動車の返還)

第33条 賃借人は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約を解除したときは、速やかに自動車を保管場所において、現状のまま賃貸人に返還するものとする。

(自動車検査証記載事項の変更)

第34条 契約期間の満了又はこの契約を解除したときは、自動車検査証の記載事項に係る変更を、速やかに行うものとする。

2 前項に係る事務手続きは、賃貸人が行うものとする。

(契約保証金)

第35条 この契約における契約保証金は徴しないものとする。

(疑義の決定)

第36条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人賃貸人協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 千葉市中央区千葉寺町1208番地2  
社会福祉法人千葉市社会福祉協議会  
会長 初芝勤

賃貸人

## 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

#### (表明確約)

第2条 契約の相手方（以下「賃貸人」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 賃貸人は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたりときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

### (暴力団等排除に係る解除)

第3条 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「賃借人」という。）は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）賃貸人が前条第1項各号に該当するとき。

（2）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（3）賃貸人が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

2 賃貸人が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 賃貸人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を賃借人が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、賃借人は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。

5 賃借人は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより賃貸人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

### (不当介入の排除)

第4条 賃貸人は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

（1）暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（2）賃貸人の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、賃貸人に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

## 支払内訳書

1 令和6年度（令和6年10月1日～令和7年3月31日）

月	賃貸借料月額 (税抜)	取引に係る消費税及び地方消 費税の額	月々の支払額
10月	円	円	円
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

2 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

月	賃貸借料月額 (税抜)	取引に係る消費税及び地方消 費税の額	月々の支払額
4月	円	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

3 令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

月	賃貸借料月額 (税抜)	取引に係る消費税及び地方消 費税の額	月々の支払額
4月	円	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

4 令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）

月	賃貸借料月額 (税抜)	取引に係る消費税及び地方消 費税の額	月々の支払額
4月	円	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

5 令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）

月	賃貸借料月額 (税抜)	取引に係る消費税及び地方消 費税の額	月々の支払額
4月	円	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

令和11年度（令和11年4月1日～令和11年9月30日）

月	賃貸借料月額 (税抜)	取引に係る消費税及び地方消 費税の額	月々の支払額
4月	円	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			